

## 令和8年度「A-wood」需要拡大事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、建築物の施工に当たり継続的に県産材を使用する県内企業を増加させることにより、もって県産材の安定需要を確保し、地域経済の活性化と森林の循環利用を図るため、県内企業が行う「A-wood」需要拡大事業に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、県内企業に対し、「A-wood」需要拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 県内企業

次に掲げる要件を満たす事業者をいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業又は大工工事業の許可を受けていること。

イ 県内に事業所を有していること。

ウ 青森県「A-wood」事業者登録を受け、自らが施工する建築物において、県産材の使用を前提としていること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関与していないこと。

#### (2) 県産材

森林に関する法令に照らし適切な手続きを経て県内で伐採された丸太（樹種は問わない）を、県内の製材工場において加工した木材製品をいう。

#### (3) 木工事

木材を加工し、組み立て、又は取り付けする工事をいう。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

### (申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 県産材納品書及び合法木材証明書

(2) 木拾い表等使用部材明細の分かる資料

(3) 県産材使用量の内訳が分かる資料（複数棟まとめて申請する場合）

(4) 現地写真（構造については上棟後・壁張り前など県産材の施工状況が分かる

写真)

(5) 建築確認済証又は建築工事届の写し(手続きが不要な工事は添付不要)

(6) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、令和9年2月26日までとする。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6 知事は、第4第1項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知する。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による実績報告については、第4第1項の申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、令和8年度「A-wood」需要拡大事業費補助金請求書(第2号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の請求書は、令和9年3月31日までに県に提出するものとする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、第8第1項の請求書を受理した後に交付する。

(補助金の返還)

第10 知事は、補助金の交付決定又は既に交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を請求するものとする。

(1) 規則及び本要綱の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請を行ったと認められるとき

(関係書類の保管)

第11 補助金の交付を受けた者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象経費 | <p>県内企業が行う次に掲げる要件を満たす建築物の新築工事、リフォーム（増築・改築・修繕・模様替）工事、内装・外装木質化工事及び外構工事における県産材の使用に要する経費（ただし、外構工事については建築物の工事を伴うものに限る。）</p> <p>（1）県産材を1棟につき1 m<sup>3</sup>以上使用していること。<br/> （2）施工地が県内であること。<br/> （3）令和8年4月1日以降に木工事に着手し、補助金交付申請時点で木工事が完了していること。<br/> （4）国及び地方公共団体が整備する建築物でないこと。</p> |
| 補助金の額  | <p>県産材の使用量1 m<sup>3</sup>につき5万円以内の額（使用量はm<sup>3</sup>単位とし、少数第3位を切り捨てる。）</p> <p>ただし、1棟当たりの上限額は50万円かつ1事業者当たりの上限額は150万円とし、複数の事業所を有する会社法人においては、「1事業者当たり」を「1会社法人当たり」と読み替えるものとする。</p>  |